

## 1 公的年金制度

### 1 歴史

恩給制度が最初

1875年 海軍退隠令←朝鮮半島植民地化をめざす江華島事件

1876年 陸軍恩給令←士族反乱に対する武力弾圧（神風連の乱，萩の乱，秋月の乱，思案橋事件），日本最大の農民一揆三重騒動

1884年 管理恩給令

\*すべて保険制度ではなくて，給付は全額租税による。

\*現業官庁に職員に対しては，1907年の帝国鉄道庁共済組合など労使の掛け金で運用する共済年金制度を導入

民間対象は1939年 船員保険法が最初

1941年 労働者年金法 男子工場労働者対象

1944年 同法を職員と女性に適用し，厚生年金保険法と改称。

\*戦争末期に立法されたこと，戦後の混乱で機能停止していたことがあって，実際に給付を受けたのはわずか。

戦後 年金は基本的に社会保険制度で運用されることになる。

1953年 私立学校教職員共済組合法

1954年 厚生年金法改正（民間労働者，民間経営者）

1956年 公共企業体職員等共済組合法（鉄道，郵便，電信，電話，専売，林野）

1958年 国家公務員共済組合法，国会議員互助年金法，農林漁業団体職員共済組合法

1959年 国民年金法→国民皆年金制度の完成（自営業者，無業者）

1962年 地方公務員等共済組合法（これにより公務員関連の年金保険制度ができあがったので恩給制度廃止）

\*特徴は最初から縦割りで，職域ごとに異なる制度で運用されたこと。

\*年金保険に老齢年金，遺族年金，障害年金が含まれる

\*高度成長期には給付水準の引き上げが続く。70年代後半の高度成長終焉期には，財政状態の悪化，制度分立に伴う不都合（給付格差，保険料格差），女性の年金保障の不安定（離婚の場合，働く女性と年金）といった問題が意識され，年金制度改革が始まる。

### 1985年の年金改正

すでに少子高齢化ははじまっていたが，それへの対応は表だっては主張されない。バブル経済初期という状態，経済大国から生活大国へという流れの中で，財政問題への対応は弱い。

<基礎年金の導入による年金一元化>

旧制度では，国民年金，厚生年金，共済，船員保険などで，ばらつきが多かった。

→収入格差による保険料格差がもたらす給付格差

→扶養比率の格差による年金財政の格差

それを緩和するために

1) 国民年金を全国民に拡張して，基礎年金とする。

基礎年金部分に関してはとりあえず給付と負担の公平が実現。財政不安定な国民年金の財政安定化を指向したが，それは達成できなかった。

厚生年金と共済に関しては，報酬比例部分を基礎年金に上乗せ

- \*多くの大企業は、報酬比例部分に加えて、独自の企業年金を上乗せ
- \*それを受けて共済は、3階建て部分として、職域年金部分を含む。

#### <給付と負担の適正化>

年金給付額が横ばいになるように、年金計算方式を改める。

#### <女性の年金権>

旧制度では、国民年金は個人単位、厚生・共済年金は世帯単位で加入  
被用者の妻は、独自に国民年金に任意加入できた。

- 被用者世帯では、国民年金に任意加入していない場合、妻は離婚により無年金になる場合があった。
- 妻が任意加入している場合、妻に対して個人年金（国民年金）が追加給費される。
- 共働き世帯の場合、世帯単位の被用者年金が妻と夫で二重に給付される。

無年金と過剰給付とを解消するために、被用者の妻は国民年金（基礎年金）に強制加入。  
被用者年金の給付水準を単身者水準に引き下げ。（被扶養者である妻の国民年金保険料は、夫が加入する被用者年金が負担）

\*高齢化や財政難への取り組みが甘かったため、この後数年おきに改正がおこなわれる。

#### 1989年の改正

##### <学生への強制適用>

20歳以上の学生は国民年金の任意加入者であったが、1991年から強制加入

##### <国民年金基金>

自営業者のための2階建て部分を新設

#### 1994年の改正

\*バブル経済も崩壊し、少子高齢化も急速に進行した結果、十分な保険料収入を確保すること、保険料を高利で運用することが不可能になったにもかかわらず、将来の保険給付の増加が避けられない中での改正

##### <厚生年金の支給開始年齢引き上げ>

60代前半は、雇用されるべきとの前提

→60代前半は賃金と年金、特別支給の老齢厚生年金（後述）の定額部分の支給開始年齢を、段階的に65歳まで引き上げ

##### <在職老齢年金>

60代前半の在職の高齢者について、雇用を促進するために、年金を減額して支給。（一律2割減額ほか）

##### <可処分所得スライド方式>

厚生年金（報酬比例部分）の年金額の改定基準を、被保険者の名目賃金の上昇率から、可処分所得の上昇率に変えた。

\*可処分所得は、賃金総額から税・社会保険料を差し引いた金額なので、社会保険料負担が大きくなれば、その分可処分所得の上昇率は小さくなる。

##### <特別保険料>

通常の月給以外にボーナスからも保険料を徴収

##### <育児休業中の保険料免除>

本人負担分のみ（企業負担分等は徴収），1歳未満まで

＜外国人に対する脱退一時金＞

被用者であれば，厚生年金に強制加入するが，老齢給付に結びつきにくいので，帰国時に一時金を支給

2000年の改正

\*なりふりかまわぬ改革

＜年金水準の見直し＞

厚生年金の比例報酬部分の年金額を減額

年金額改定の基準を，賃金スライド制から物価スライド制に改める

＜厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げ＞

定額部分だけでなく比例報酬部分も65歳に段階的に引き上げ

＜65歳以上の在職老齢年金制度＞

65歳以上でも在職していれば，厚生年金の被保険者として保険料を徴収する。

賃金と年金額の合計が一定額を超えれば，年金の一部または全額を支給停止

＜総報酬制＞

賞与も年金給付額に反映するが，その代わりに，賞与からも月給と同じ料率で保険料を徴収

＜育児休業中の免除＞

保険料免除を被用者から事業主にも拡大

＜国民年金保険料減額＞

従来は全額免除制度だけだったが，それに半額免除制度を新設（自営業者のみ）

＜学生納付特例＞

申請により納付免除

＜保険料率の凍結＞

国民年金と厚生年金の保険料率の据え置き，その代わり国庫負担を増やす

2004年の改正

年金保険料不払いが本格化（国民年金）。長期的なスケジュールで大規模な年金改革に乗り出すが，現実（不払いと高齢化）の方が今のところ先に進んでいる。

＜基礎年金の国庫負担引き上げ＞

三分の一から二分の一へ引き上げるように，2004年から着手し2009年に完了。

＜マクロ経済スライド方式＞

保険料率を引き上げるが2017年には保険料水準を固定（厚生年金は料率固定，国民年金は金額固定）するが，年金額改定基準を逆物価スライド制にする。（物価が下がれば，年金額は減る）

＜在職老齢年金＞

60代前半の年金一律2割減額を廃止。

2005年度実施

＜65歳以上の老齢厚生年金＞

65歳支給開始の老齢厚生年金の支給時期を65歳以後に支給開始されるよう選択することができるよう

にした。

2007年度実施

<70歳以上の被用者>

収入によっては、老齢厚生年金の一部あるいは全部支給停止  
ただし保険料は徴収しない。

<育児休暇中の免除>

免除を3歳未満に拡充。法律上の育児休業だけでなく、それに準ずるもの（例えば育児のための有給休暇にも適用）

休業による所得低下を年金額の算定に反映させない。

2005年度から

<第3号被保険者>

被用者に扶養されている者（第3号被保険者、妻）と被用者（第2号被保険者、夫）とが離婚した場合、結婚期間中に第2号被保険者が収めた保険料の最大二分の一を、自分が収めた保険料として、自分の年金保険に充当できる。（第3号被保険者が60歳未満の場合）

2008年度から

<離婚による年金の分割>

離婚した場合、当事者の合意または裁判所の決定によって、厚生年金の最大二分の一を分割することができる。

2007年度から

<遺族厚生年金と老齢厚生年金>

併給を見直す。

65歳以上の妻が老齢厚生年金と遺族厚生年金の両方の受給権を取得した場合、従来は、

1. 老齢基礎年金＋老齢厚生年金
2. 老齢基礎年金＋遺族厚生年金
3. 老齢基礎年金＋老齢厚生年金の1/2＋遺族厚生年金の2/3

のなかから選択

改正後は、妻自身が収めた老齢厚生年金の保険料に見合う老齢厚生年金を全額支給し、現行給付水準と格差がある場合に限り、遺族厚生年金を給付。

<若年の妻の遺族厚生年金>

子のいない30歳未満の妻、遺族になった場合の年金給付期間を5年に限定。

2007年度から

<遺族年金の中高齢寡婦加算>

中高齢寡婦加算は、従来は夫死亡時に35歳以上の妻が40歳になったら支給していたが、改正後は、夫死亡時に40歳以上の妻に限定

2007年度から

<障害基礎年金と老齢厚生年金>

併給できるようにした（選択制）

2006年度から

<多段階免除制度>

保険料免除を従来 of 全額、半額に加え、四分の一、四分の三を導入

2006年度から

<若年者の納付猶予>

30歳未満の第1号被保険者は、所得によって、申請により保険料納付猶予

<年金情報の通知>

保険料納付額や年金見込額

2008年度から

<第3号被保険者の届け出漏れの救済>

届け出が遅れても届け出を認める（過去2年間に遡って）

2005年度から

<国家公務員共済と地方公務員共済の財政一元化>

2004年度から

<無年金障害者の救済措置>

任意加入したいなかった学生、被用者の配偶者で、障害基礎年金1－2級相当の障害認定

完全国庫負担

2005年度から

## 公的年金制度の概要

### 国民年金（基礎年金部分）

#### <保険者>

国 窓口は市町村

#### <被保険者>

##### 強制加入

第1号 国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、2、3号でない者（主に自営業者やその家族、無業者）

第2号 被用者保険の被保険者、組合員、加入者（20歳以下、60歳以上の被保険者もいる）

\*被用者保険 厚生年金と共済の総称（65歳まで強制加入）

国民年金と厚生年金は非保険者、公務員共済は組合員、私学共済は加入者

第3号 第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満

##### 任意加入

国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者

国内に住所がない日本国民（20歳以上60歳未満）

65歳以上70歳未満の者で、老齢・退職年金の受給権を持たない者

\*第1号被保険者となる。

\*国籍要件がないので、外国人も加入できる。

#### <給付の種類>

基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金→全被保険者に

第1号被保険者→付加年金、寡婦年金、死亡一時金など

#### 付加年金

老齢基礎年金に上乘せされる任意加入の年金

付加保険料（月400円）を納付した第1号被保険者が65歳に達して、老齢基礎年金の受給権を取得したとき、支給される。

支給額は200円×納付月数、支給の繰り上げ、繰り下げ、年金の減額・増額は、老齢基礎年金と一体。

#### 寡婦年金

第1号被保険者としての老齢基礎年金の受給資格を満たしている夫が死亡した場合に、

10年以上婚姻期間が継続しており、

かつ、

夫によって生計を維持されていた場合に、

60歳から65歳になるまでのあいだ、

夫が受給するはずであった年金額の四分の三を支給

\*夫が障害基礎年金の受給権者であった期間があるとき、または、夫がすでに老齢基礎年金を受給している場合には支給されない（→遺族基礎年金）。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納付した者が、老齢基礎年金・障害基礎年金のどちらも受給せ

ずに死亡し、  
その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給。

金額は保険料納付期間に応じて、12万から32万に6区分

**\*遺族基礎年金を受給できない場合**

第1号被保険者の保険料納付済み期間と免除期間とを合わせて、被保険者期間の三分の二以下、被扶養の子がない場合

**外国人に対する脱退一時金**

第1号被保険者であって、  
第1号被保険者としての保険料納付期間が6ヶ月以上あり、  
年金を受給できない場合  
帰国後2年以内に請求すれば、一時金を支給。

**<老齢基礎年金>**

受給資格期間が25年以上ある者が、65歳に達したとき支給される。

**\*受給資格期間** 保険料納付済み期間+保険料免除期間+合算対象期間

**\*合算対象期間** 資格期間には参入するが、年金額の計算には含まないカラ期間

海外在住期間で任意加入していなかった期間。

被用者年金の加入期間で20歳前、60歳以後の期間

学生が任意加入だった時期に、加入していなかった期間

在日外国人で国民年金に加入できなかった期間

**\*繰り上げと繰り下げ**

60-64歳の繰り上げ支給→月単位で最高30%減額

65歳以上に繰り下げ支給→月単位で最高42%の増額

年金額は40年間の保険料納付済み期間がある場合に、満額の年79万4500円（月額6万6208円）  
→未納期間や免除期間があれば、その分を減額

**\*ただし、旧制度下で、被用者の妻であった者は、国民年金に任意加入であったので、任意加入していなかったり、任意加入期間が短い場合には、年金額が低くなるので、その分を勘案して振替加算**  
→妻が65歳に達すると、妻の老齢基礎年金に加算される。

**<障害基礎年金>**

被保険者または、かつて被保険者であった者（受給権者）で、

国内に住所のある60歳以上65歳未満の者が、

年金の受給資格期間を満たしている場合に、

障害等級1級または2級の状態にある場合に（60歳以前に当該の状態になった場合も含む）、

その期間支給される。（60歳以上65歳未満のあいだに障害等級が3級以下になれば、支給されない）

**\*年齢条件を満たしていても老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている場合には、受給できない**

**\*ただし障害厚生年金の受給資格は障害等級1～3級なので、第2号被保険者は、障害厚生年金の受給資格を満たせば、3級で障害厚生年金を受給できる。**

第2号で1～2級の場合は、障害基礎年金+障害厚生年金

**\*受給資格期間** 保険料の納付済み期間と免除期間の合計が、被保険者期間の三分の二以上あること

\*初診日に20歳未満の者は、障害の状態にあつて20歳に達したとき、あるいは20歳に達して障害の状態になった場合には、本人の所得制限を条件に年金を支給。

#### 年金額

障害等級1級 年額99万3100円 2級 79万4500円

20歳前障害による場合を除き、在職中でも所得制限はない

生計を維持される子どもがいれば、18歳になる年度末まで、第1子と第2子一人に突き22万8600円、第3子以降一人につき7万6200円を加算

障害等級1級または2級の子の場合には、加算期間を20歳になる月まで延長

\*保険料納付の免除期間があつても減額されない

#### <遺族基礎年金>

以下の条件のいずれかを満たす者が死亡したとき、このある妻または子に支給される。

A 国民年金の被保険者

B 被保険者であった者で、国内に住所がある60歳以上65歳未満の者

C 老齢基礎年金の受給権者

D 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者

支給されるのは、

死亡した者の妻で、生計と同じくする子がある者

死亡した者の子

\*子と生計が異なれば、その間、妻に支給されない（妻の実家で子の面倒を見る等）

\*子 18歳に達した年度末までの者、あるいは障害等級1-2級で20歳未満の者

妻に年金受給権が発生した場合には、子の分は支給停止。

生計を同じくする父または母があるときは、この分は支給停止（母親の再婚、養子縁組など）

#### 年金額

妻 79万4500円

第1～2子 22万8600円

第3子以降 7万6200円

\*障害年金の子ども加算と同額

\*保険料納付の免除期間があつても減額されない

#### <基礎年金の費用負担>

保険料+国庫負担

保険料は全被保険者の頭割り（ただし、第2号は20歳以上60歳未満の者だけ）

1号は個別徴収、2号と3号は、被用者保険が被保険者数に応じて、一括して、保険者である国に拠出。

国庫負担は現行三分の一、2009年までに二分の一に引き上げ（→消費税増税）

1号の保険料は、2017年まで毎年引き上げ、その段階で1万6900円で固定。

#### <保険料免除>

1号のみ

法定免除 生活保護法の生活扶助を受ける場合、障害基礎年金の受給権者であるとき  
→全額免除

申請免除 所得がない場合、生活扶助以外の援助を受ける場合や、納付が困難な場合  
申請により認められれば、保険料の全額、四分之三、半分、四分の一が免除される

免除期間があれば、老齢基礎年金は免除の程度や期間に応じて、年金を減額

\*障害と遺族は減額なし

#### \*学生納付特例

学生は本人の所得（各種控除後）が118万円以下の場合（+扶養親族一人あたり38万円）、親の所得に関係なく、申請により免除される。（大学、大学院、高専、専修学校等、夜間・通信制も含む）

老齢基礎年金のカラ期間 10年以内に追納すれば、OK。

#### \*フリーター等の申請免除

30歳未満の第1号被保険者

親と同居していても、

独身であれば本人の所得のみによって、

既婚であれば本人と配偶者の所得を基準として、

申請により納付免除

2015年までの時限措置

#### <国民年金基金>

第1号の任意加入 老齢基礎年金に上乘せ

地域型か職能型を選択

地域型 都道府県単位（一つ）

職能型 同種の事業または業務に従事する者3000名以上で、全国単位で結成できる。

\*ポータビリティー？

## 厚生年金

### <保険者>

国 手続き窓口 社会保険事務所

### <適用事業所>

#### 強制

- 1 個人経営で常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所  
(但しサービス業の一部や農業・漁業などの個人の事業所は強制適用事業所から除外)
- 2 国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所で常時従業員を使用するもの
- 3 船員法1条に規定する船員として、船舶所有者に使用される者が乗り込む船舶

#### 任意

強制適用除外の事業所で、従業員の半数以上の同意を得て、社会保険庁に許可されたもの

- 1 個人経営で従業員が常時5人未満の事業所
- 2 個人経営で従業員が常時5人以上でも、強制適用事業所に該当しない事業所

\*強制適用でなく任意適用もされていない場合、従業員は国民年金に第1号被保険者として加入しなければならない

### <被保険者(加入者)>

強制適用・任意適用事業所に使用される70歳未満の人(経営者も労働力を提供している限り含まれる。たんなるオーナーはだめ)

#### \*適用除外者

日雇労働者(1ヶ月以内)や短期間(2ヶ月以内)の臨時使用人、季節的業務(4ヶ月以内)や臨時的事業の事業所(6ヶ月以内)に使用される人  
適用除外者は他に雇用先がない場合は、国民年金の第1号被保険者。

#### \*第4種被保険者制度

厚生年金の加入期間が10年以上あり、受給資格期間を満たせずに退職した場合、資格を満たすまで加入を続けることができる制度(任意継続被保険者と呼ぶ)

1985年に廃止されたが、特例として、継続している者あり。

保険料は企業負担分を含めて全額自己負担

#### \*任意単独被保険者

適用事業所以外の事業所に雇用されている70歳未満の従業員は、希望して個人で被保険者となることができる。(事業主の同意と社会保険庁の許可が必要)

#### \*高齢任意加入被保険者

適用事業所に使用される70歳以上の者

→老齢厚生年金の受給資格を持たない者(事業主の同意があれば、保険料は折半。同意がなければ全額自己負担)

適用事業所以外で使用される70歳以上の者

→老齢厚生年金の受給資格を持たない者(事業主の同意があれば、保険料全額自己負担で任意加入者となる)

### <給付の種類>

老齢厚生年金，障害厚生年金，障害手当金，遺族厚生年金，外国人に対する脱退一時金（国民年金と同様）

\*原則として，基礎年金の支給要件を満たした上で，それに上乗せして支給される。

\*ただし，独自給付あり

65歳前の特別支給の老齢厚生年金，3級の障害厚生年金，障害手当金，夫・父母・孫。祖父母に対する遺族厚生年金

### <老齢厚生年金>

厚生年金の被保険者期間がある者に対して，老齢基礎年金の受給資格を満たした者に，65歳から支給

\*従来の厚生年金は，報酬比例部分と定額部分からなっていたが，定額部分は国民年金＝基礎年金となり，報酬比例部分のみが厚生年金となる。

それが完成するのは平成37年（平成は37年まで続くのか？2025年），それまでの長い間，報酬比例部分や定額部分を調整する移行期間

\*経過措置として，60～64歳の者に，特別支給の老齢厚生年金を支給

要件 以下のすべての条件を満たすこと

1 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年以上）を満たしていること（特例あり）

2 厚生年金の被保険者期間が1年以上あること。

3 60歳以上になっていること。

4 昭和24年(女性は昭和29年)4月1日以前生まれであること。

給与水準によって決まる報酬比例部分と加入期間によって決まる定額部分で年金額決定（被扶養の一定条件を満たした配偶者や子がある場合には，加算あり）

年金の請求先は，最後に属していた公的年金保険によって異なる

国民年金→住所を管轄する社会保険事務所

厚生年金→事業所所在地を管轄する社会保険事務所

\* 共済に属していた期間がある者は，いずれかの社会保険事務所と共済組合に申請手続き

\* 在職老齢年金

60歳以上で在職しつつ年金を受給している場合。（特別支給の老齢厚生年金にも適用される）

総報酬月額と年金額との関係で，年金がカットされる場合あり

\* 総報酬月額 標準報酬月額+1年間の標準賞与の12分の1

\* 標準報酬 給与・残業手当など，通勤費，名称にかかわらず給与規程などにもとづいて支給される手当（恩恵的に支給される見舞金・祝い金，出張旅費，外勤等による交通費などの実費，3ヵ月を超えるごとに支給される賞与は含まない）

標準報酬月額 月ごとの標準報酬を1級（下限 9万8000円）から30級（上限 62万円）に区分したもの

\* 標準賞与 賞与から1000円未満を切り捨てた額（上限 150万円）

→報酬と年金の合計が28万円までは，年金全額支給

28万円を越えると，報酬が1万円増えるごとに年金が5000円減額される。（報酬増加分の二分の一カット）

報酬が48万円を越えると、報酬の増加分だけ年金カット

さらに、失業給付を受けている場合には、年金の支給停止  
高齢者雇用継続給付を受けている場合には、標準報酬月額6%相当額を限度に年金をカット

#### \*年金額

特別支給の老齢厚生年金の場合

報酬比例部分+定額部分+加給年金

報酬比例部分  $\frac{\text{平均標準報酬月額} \times \text{支給乗率} \times \text{被保険者期間の月数} \times \text{物価スライド率}}{\text{平均標準報酬月額} = \text{過去の毎月の標準報酬月額の平均値 (過去の分は現在の価値に換算)}}$

支給乗率 時代によって報酬の貨幣価値に差があるので、それを調整するため

定額部分  $\frac{\text{単価} \times \text{支給乗率} \times \text{被保険者期間月数} \times \text{物価スライド率}}$

加給年金 被扶養の配偶者、子がある場合(遺族基礎年金相当額) (配偶者の場合には、生まれた時代によって特別加算あり)

妻に対応する加給年金部分は、妻が65歳に達して年金受給資格を得れば支給停止(その後は、妻の老齢基礎年金に対する振替加算がおこなわれる)

65歳以降の老齢厚生年金の場合

報酬比例年金(旧制度の報酬比例部分、新制度の厚生年金)+経過的加算+加給年金

\*特別支給にあった定額部分は、老齢基礎年金として受給。

経過的加算 定額部分の年金額と老齢基礎年金額に差額がある場合に支給

#### <障害厚生年金>

支給要件

加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。(障害基礎年金の支給要件を満たしていなければならない)

→被保険者または、かつて被保険者であった者(受給権者)で、国内に住所のある60歳以上65歳未満の者が、基礎年金の受給資格期間を満たしている場合

年金額

障害等級1級 報酬比例の年金額 $\times$ 1.25+配偶者加給年金

障害等級2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金

以上が、障害基礎年金に上乗せして支給される

\*子に関する加算は基礎年金、配偶者に関する加算は厚生年金

障害等級3級 報酬比例の年金額(最低保障あり)

障害手当金 4級以下の障害が残った場合(政令で定める障害、保険料納付要件を満たしていること)  
3級相当の年金額の2倍が一時金として支給される(最低保障あり)

\*支給調整のため、以下の場合には障害手当金は支給されない。

1 厚生年金による年金給付を受給している(ただし、障害等級に該当しなくなって3年を経過した障害厚生年金の受給権者(現に障害等級に該当しない者に限って)を除く。)

2 国民年金・各種共済（国家公務員共済等）による年金給付を受給している（ただし、障害等級に該当しなくなってから3年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害等級に該当しない者に限って）を除く。）

3 労働基準法による障害補償・労災保険による障害（補償）給付・船員保険法による障害を支給事由とする給付及び国家公務員災害補償や地方公務員災害補償法などの障害補償を受ける権利を有している。

#### <遺族厚生年金>

##### 支給要件

1 被保険者が死亡したとき

2 被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。（ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間+保険料免除期間が国民年金加入期間の3分の2以上あること。）

3 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。

4 1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。

##### 対象となる遺族

1 遺族基礎年金の支給の対象となる遺族（（1）子のある妻（2）子）

2 子のない妻

3 55歳以上の夫、父母、祖父母（60歳から支給）

4 孫（18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者、または20歳未満で1・2級の障害者）

受給権の順位は、1～4。1が受給権を得た場合には、遺族基礎年金に遺族厚生年金が上乗せ支給される。

それ以外の場合は、厚生年金のみ。

\*先順位者が受給権を取得した後、受給権を喪失しても、次順位者に受給権は移行しない。

\*2007年からは、子のない30歳未満の妻の遺族厚生年金は、5年間限りの有期給付となる。

##### 年金額

報酬比例の年金額の四分之三 $\times$ 物価スライド率+（中高齢寡婦加算か経過的寡婦加算）

報酬比例部分の計算は、長期と短期で違う

長期：老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たした者の死亡

平均標準報酬月額 $\times$ 支給乗率 $\times$ （被保険者期間月数あるいは実際の加入月数 $\times$ 物価スライド率 $\times$ 四分之三）

短期：上記以外の場合（被保険者期間が短い）被保険者期間が300ヶ月以下の場合には、300ヶ月として計算

##### 中高齢寡婦加算

対象 夫の死亡時に40歳以上で子のない妻に65歳になるまで支給

年金額 満額の老齢基礎年金の四分之三に相当する額

##### 経過的寡婦加算

1956年4月1日以前に生まれた妻には、65歳以降、生年月日に応じて年額59万6000円～2万円の加算（女性の年金額が少ないことに対応して）

#### 支給調整

遺族厚生年金と老齢基礎年金は併給できる。（遺族厚生年金は報酬比例部分に相当）

遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を持つ場合には、選択制

→遺族厚生年金，老齢厚生年金，遺族厚生年金 $\bar{r}$ 2/3 + 老齢厚生年金 $\bar{r}$ 1/2

\*2007年度からは、65歳以上の遺族配偶者は、老齢厚生年金を全額支給、従来水準との差額がある場合に、差額を遺族厚生年金として支給。

#### <費用負担>

保険料（標準報酬月額+標準賞与額 $\bar{r}$ 12分の1） $\bar{r}$ 保険料率

これを事業主と被保険者が折半

例外 第4種被保険者 全額自己負担

高齢任意加入被保険者 全額自己負担の場合あり

任意単独被保険者 全額自己負担

育児休業中の保険料 事業主も被保険者も免除

保険料率 毎年引き上げ、2017年度に18.3%で固定

国庫負担 基礎年金部分に対して国庫負担（報酬比例部分には無関係）従来の三分の一から2009年度に二分の一へ引き上げ予定

## 2 企業年金

原則として、企業が従業員に対する企業内福利厚生として契約する保険

機能 公的年金へのつなぎ、公的年金への上積み

企業経営にとっては、従業員の採用・保持における競争上の優位性、優秀な人材の定着・士気向上、退職金の将来への繰り延べ（退職一時金を退職年金に振り替える）、従業員に対する税制上の優遇などの意味がある。

\*現在では、企業経営にとっての意味は低下している

### 歴史と種類

1952年 退職給与引当金制度導入→退職一時金の普及（引当金制度は将来廃止）

1962年 税制適格年金制度導入→退職年金の普及（2012年廃止）

\*一定の条件を満たして、退職金の外部積立制度をおこなう場合に、税制上の優遇措置を与える制度

- 条件
- 1) 退職金（年金・一時金）支給を目的とすること
  - 2) 生命保険会社、信託銀行等と契約を締結し、掛金等を払い込むこと
  - 3) 適確な財政運営
  - 4) 一旦払い込まれた掛金は事業主に返還されず、制度廃止の場合は従業員に支払われることなど

→掛け金は企業の損金扱い（非課税）、掛け金は本来は給与所得の一部だが、退職手当受け取り時まで課税繰り延べ（退職年金＝雑所得、退職一時金＝退職所得）

1966年 厚生年金基金制度導入

\*以上の二つが最近まで企業年金制度の主流となっていた。

\*その他

### 中小企業退職金共済制度

→1997年 退職金共済を管理していた中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合が統合され、勤労者退職金共済機構が管理・運営

・事業主が機構・中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付  
→従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われる

\*事業規模に制限あり

\*従業員は原則全員加入（役員、個人事業主とその家族、アルバイト、休職者は除外）  
パートタイマーを安い掛け金で特例で加入させる制度あり

\*一定期間、国の助成がある。

\*退職金は、企業が保全措置をとらなくても、従業員に支払われる

\*企業が支払う掛け金は、非課税扱い

\*\*従業員は加入企業から他の加入企業に転職した場合、加入期間を通算することができる。

### 特定退職金共済制度

退職金制度のない事業所、退職金制度はあっても退職金の積立が十分なされていない事業所、その事業所単独では大企業なみの退職金制度が実施できない事業所のために、退職金の支給のみを目的として設立された公益法人等（以下「特退 共団体」）が母体となり、これらの事業所にかわって退職金事業を行う制度

企業単位で、原則として全従業員が特定退職共済会に加入

## 団体年金保険

生命保険会社が開発し、各種企業や法人と団体契約を結んで運用する年金。  
加入は従業員の任意である場合が多いが、保険商品の種類によって内容は異なる。

## 自社年金

企業が独自で管理運営する年金（民間生命保険会社に管理運営を委託しない）  
厚生年金基金などとは違って税制上の優遇措置はない。  
その代わりに、年金資金を社内に積み立て、事業資金として利用することもできる。  
→従業員の受給権が保障されていないので、一部の大企業を除いて普及していない。

## 2-1 厚生年金基金

1966年に導入

厚生年金の一部を国に代わって給付するとともに、独自の上乗せ給付をおこなう。（老齢給付のみ）

厚生年金の報酬比例部分の年金額を計算する要素のうち、再評価部分と物価スライド分を除いた部分を代行→企業は、厚生年金保険料の一部を国に納付する義務を免除される、その分を厚生年金基金に納付

保険料 事業主は損金、従業員は控除

保険料負担は基金によって相当異なる：優良な基金は、厚生年金代行部分のみ従業員負担（これは社会保険料として天引き）、残りの加算部分は企業負担

年金額 年金加算部分も基金によって相当異なる（東京のマスコミは35%加算）  
基本は確定給付

形態 代行型と加算型

代行型 厚生年金の一部を代行部分するだけ

加算型 代行に独自給付が加わる→1974年に認可基準が緩和されて普及

## 設立

企業とは別に、管理運営組織を設立しなければならない。

単独設立 従業員500人以上

連合設立 主力企業と関連企業（加入者800人以上）

総合設立 地域や同業者が集まって設立（加入者3000人以上）

→大企業を中心に普及

\*かつては、大企業は厚生年金基金、中小企業は適格退職年金

\*しかしバブル崩壊後、適格退職年金の解散や厚生年金基金の解散、基金による代行返上が相次ぐ。

解散基金数：03=92, 04=81, 05前半=19

代行返上 解散も含めて831

21世紀に入ってから企業年金改革 公的年金の給付水準の低下、給付開始年齢の引き上げにより企業年金への依存を高めざるをえないので。

にもかかわらず、企業にとって企業年金のメリットが減少している。

2001年 確定拠出年金法、2002年確定給付年金法（厚生年金基金と適格退職年金の再編成）

## 2-2 確定拠出年金

## 企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金（日本版 401k）

### 2-2-1 企業型確定拠出年金

運用管理 民間生保など

拠出 実施企業が掛金を拠出し、掛金や口座残高は従業員個人別に管理

運用 1 実施企業は運営管理機関と共に、元本が確保された商品（預貯金等）を含む3つ以上の運用商品を選び、加入者に提示  
2 加入者は自分に合った配分方法で、資産を運用（運用商品は自由に変更することができる）  
3 加入者は転職や中途退職に伴ない年金資産を他の確定拠出年金制度に移換できる

給付 原則的に60歳の誕生日の翌月から老齢給付金を、年金もしくは一時金、またはその併用で受け取る

その他に障害給付、死亡一時金、脱退一時金あり

税制 掛け金非課税、運用益非課税、年金は公的年金控除の対象

併用 他の企業年金制度との併用可能

\* 加入者個人が資産選択の上運用するので、失敗すれば年金額は減少

\* 適格退職年金制度から移行する中小企業が多い。

### 2-2-2 個人型確定拠出年金

管理運営 国民年金基金連合会→国民年金基金の上乗せ部分（第1号被保険者）  
\* 第2号被保険者も加入できる

運用管理 民間生保など

運用 加入者自身が資産選択をおこなう点は企業型と同じ

拠出 加入者本人

税制 掛け金は全額所得控除

給付 60歳から

\* 可搬性 企業型と個人型を渡り歩くことができる

### 2-3 確定給付企業年金

従来の確定給付型厚生年金基金を再編成

規約型と基金型

規約型 労使が合意して、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用

基金型 母体企業が単独または連合して、企業年金基金を設立し、そこで運用・管理  
基金型は、厚生年金の代行をおこなわない（代行返上できる）

年金保険の対象者 厚生年金適用事業所の被保険者

加入者 年金規約において、加入者資格を定めることができる（ただし差別的取り扱い禁止）

給付 老齢給付 支給開始年齢は、60歳から65歳までの範囲で、年金規約で定める。  
年金給付と一時金との選択可

障害給付，遺族給付，脱退一時金あり

掛け金 原則企業負担

運用 民間生保が原則，運用体制が整っている場合には独自運用可（基金型の一部）

終了 母体企業の破産等により終了

移行 確定給付型の範囲内で、企業は、規約型，基金型，厚生年金基金各制度間で、制度  
を移行し，年金資産を移換することができる

資産を個人ごとに分配して，確定拠出型へ移行することもできる。

税制上の優遇措置 拠出時掛け金の損金扱い，従業員負担がある場合は生命保険料控除の  
対象（上限あり）

### 3 個人年金

生命保険の一部のもの（保険型年金）

\* 生命保険 死亡保険，生存保険，生死混合保険

生存保険の一部が年金保険

死亡保険金と年金保険を組み合わせたのが，養老保険（生死混合保険の一形態）

\* 保険型年金 個人年金保険，財形貯蓄年金・団体年金保険（企業内福利厚生）

\* 団体年金は，企業年金，適格退職年金，厚生年金基金，確定給付付き企業年金など2で扱った保険の受託契約にもとづいて運用される。

### 非保険型年金

銀行・信託銀行・証券会社などが取り扱う

投資型年金とも呼ばれ，ハイリスク・ハイリターンで元本保証なし（変額型）

### 生命年金と確定年金

生命年金 人の生存を条件として支払われる 終身年金，定期生命年金（有期年金）

確定年金 生死に関わりなく一定期間支払われる

\* 保障期間付き終身年金 保証期間中は生死に関わりなく確定年金を支払い，その後生存していれば終身年金を支払う

### 即時年金と据え置き年金

即時年金 契約が締結された当該年度から年金が支払われる

据え置き年金 年金受給権取得後，一定期間が経てから，あるいは一定年齢に達してから年金が支払われる

### 単生年金と連生年金

単生年金 一人の生存を条件に支払われる

連生年金 二人以上の生存に関わる一定条件を満たせば支払われる

\* 夫婦連生年金 夫婦二人を被保険者とし，どちらかが生きている限り支払われる。

### \* 第三分野保険

生命保険と損害保険の領域から外れるもの＝人の生死と物損以外を保険事故とするもの（介護保障保険や介護費用保険など）

第三分野保険は，生保会社，損保会社双方が取り扱える。

損保→年金払い積立傷害保険＝一種の年金保険